

【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成 20 年 6 月 16 日 (月) 18:20~21:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 3 回会議	場所	越谷市役所第 2 庁舎 5 階 研修室 1・2
件名 議題	○協議事項 (1) 総則の目的について (2) 市民の権利と市民の責務(義務)について (3) 子どもについて (4) その他		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 田部井副部長、小川委員、越野委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、 山口委員、渡邊委員、櫻井(慶)会長(10名) 欠席委員 伊藤部長(1名) 事務局 中山企画課副主幹、鈴木同主事(2名) 支援者:特定非営利活動法人越谷NPOセンター(3名) 傍聴者:0名		
内 容	●合意・決定事項等 ・共通検討事項 総則の目的について協議を行い、語句を書き出した。 ・個別検討事項 市民の権利と市民の責務(義務)について協議を行い、語句を書き出した。 ・語句について、市民の「責務」か「義務」かの協議を行い、「責務」を使うこととした。 ・個別検討事項 子どもについての協議も行ったが、第4回会議に持ち越しとした。 ・6月23日(月)の第4回会議は、19:00から開催することとした。		

討議（フリーディスカッション）での主な意見

○総則の目的について

- ・自治体の憲法であり、最高規範であるという位置づけを入れる。
- ・自治の主体は市民ひとりひとりであることを入れたい。
- ・自立した地域社会を実現するためであることを入れたい。
- ・「目的」以外にも、条文で扱う言葉の定義にもふれる必要がある。

○市民の権利と市民の責務について

- ・市政への市民参画の権利をはっきりさせ、そのしくみづくりにふれる必要がある。
- ・「市民の義務」ではなく、「市民の責務」という言葉のほうが、受け身ではなしに積極的に自治に参画するという意味合いがあるのではないか。
- ・「責務」より「義務」の方が範囲が狭い。

（ポストイットに記入された文章と私案として提出された文章は別紙のフォーマット用紙にまとめた）

○子どもについて

- ・見守るべき弱者としてふれるのか、子どもの権利を明言するのか、その表現については第4回以降の部会で検討していく必要がある。